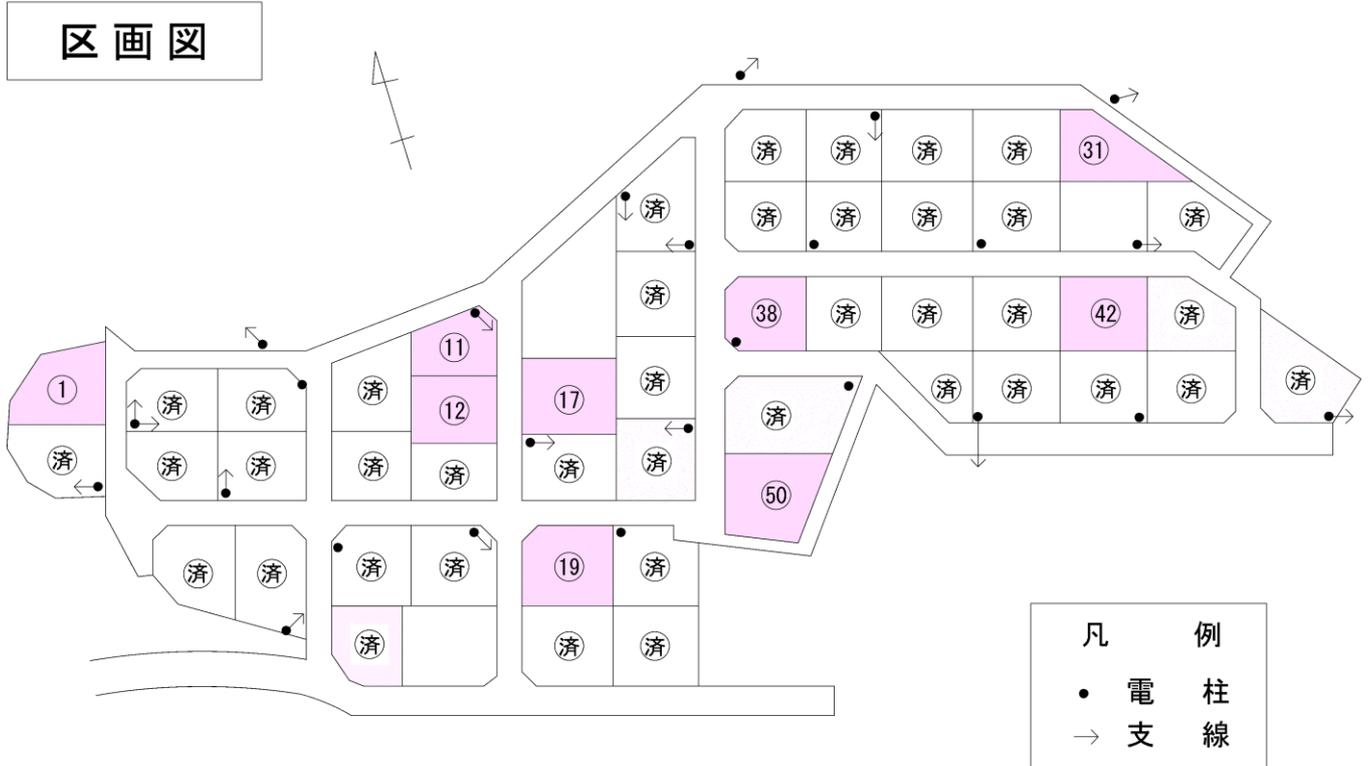


福寿草ヶ丘団地



1 分譲宅地の概要

(1) 区画別事項

区画番号	地番	面積 (㎡)	面積 (坪)	㎡単価 (円)	金額 (円)
1	松本市赤怒田64-3	348.70	105.48	7,510	2,618,000
1 1	// 64-13	298.78	90.38	9,790	2,925,000
1 2	// 64-14	298.78	90.38	9,690	2,895,000
1 7	// 64-19	359.91	108.87	8,360	3,008,000
1 9	// 64-21	290.09	87.75	9,690	2,810,000
3 1	// 64-33	253.07	76.55	9,030	2,285,000
3 8	// 64-40	317.85	96.15	9,790	3,111,000
4 2	// 64-44	352.90	106.75	8,930	3,151,000
5 0	// 64-52	321.48	97.25	9,600	3,086,000

- (2) 地域・地区 都市計画区域外
(3) 建築規制等

福寿草ヶ丘団地地区は、良好な住環境の維持、保全を図るため、建築物等の規制に関する要綱が定められています。住宅建築にあたっては、必ずこの要綱を守って建築してください。

○ 建築要綱の主な内容 (抜粋)

- ア 敷地の分割及び地盤面の変更禁止
- イ 建ぺい率70%以下、容積率400%以下
- ウ 長屋及び共同住宅の建設禁止
- エ 建築物の階数は、地階を除き2以下
- オ 建築物の高さは、9m以下、階高は7.5m以下
- カ 外壁の後退距離は、隣地境界線から1m(一部2m)以上、道路境界線から1.5m以上
- キ 敷地の囲障は、へい、さく等の高さは1.5m以下 又、道路に面する側は、生垣又は生垣に透視可能なネットフェンス、鉄さく等併用したものとし、高さは1.5m以下
- ク 道路側に土留擁壁及び石積等を設置する場合は、道路面からの高さは、60cm以下とし、2段目以上の擁壁を設置する場合は、1段目と2段目の間に植樹帯として0.7mの空地を確保する。
- ケ 外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和したものとする。
- コ 広告物については、表示面積が1㎡を超えないものとする。

※ 資料「福寿草ヶ丘団地分譲申し込みにおけるその他の注意点について」をよくご確認ください。

- (4) 設備 水道/市営上水道(宅内配管済)
下水道/合併浄化槽を設備し、宅地内公共放流管(配管済)に接続
- (5) その他 造成完成済みのため、現況、有姿のとおり引き渡します。土地の登記には、不動産登録免許税等が必要です。
- (6) 譲渡申込契約条件
- ア 次の規定及び事項に該当しない方
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定
 - (イ) 暴力団及びその構成員
 - (ウ) 未成年の方
 - (エ) 審査の結果適当でないと認めたもの
 - イ 宅地購入者は、住宅建設をする前に、権利の設定又は移転等を行う場合は、市の承諾を受けなければならない。
- (7) 交通 最寄駅(JR田沢駅)まで10km(車で15分)
JR松本駅まで15km(車で30分)
長野道安曇野I.C.まで12km(車で20分)
最寄りのバス停まで0.5km
四賀小学校まで4.5km(0.5kmのバス停からスクールバス利用)
会田中学校まで5.5km(0.5kmのバス停からスクールバス利用)
錦部郵便局まで0.7km
コンビニエンスストアまで1.2km

2 問合せ先

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所 建設部 住宅課
TEL 0263-34-3000 FAX 0263-34-3207